

浄化槽工事業登録
特例浄化槽工事業者の届出
の手引き

令和5年8月

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

目 次

1	浄化槽工事・浄化槽工事業とは.....	2
2	浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者.....	2
3	登録の拒否.....	2
4	浄化槽設備士の設置について.....	3
5	浄化槽工事業の登録について.....	4
6	特例浄化槽工事業者の届出について.....	7
7	標識の掲示について.....	9
8	帳簿の備え付けについて.....	9
9	登録簿の閲覧及び謄本の交付について.....	10
10	記載要領.....	11
11	申請書等の入手方法及び証紙販売所.....	20

1 浄化槽工事・浄化槽工事業とは

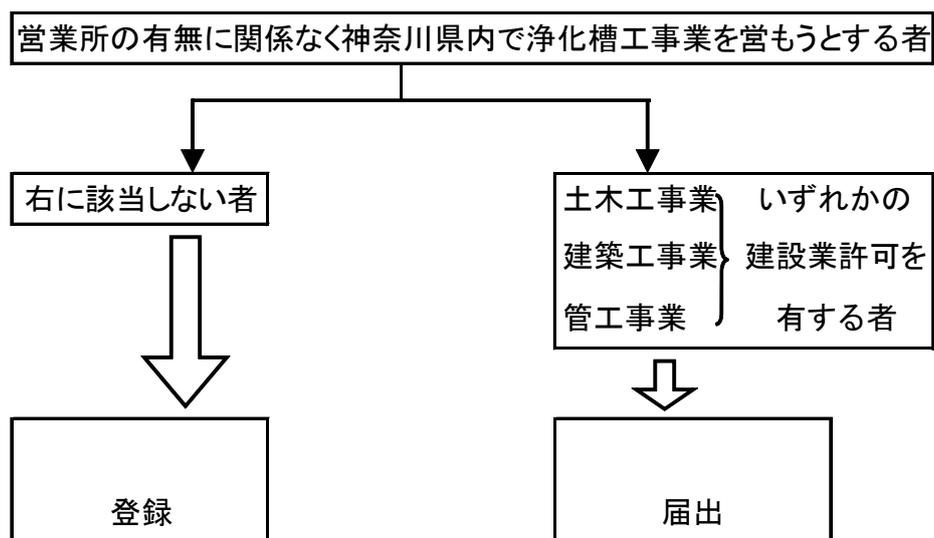
浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事のことを浄化槽工事といいます（浄化槽法（以下、「法」という。）第2条）。なお、浄化槽の保守点検や清掃は浄化槽工事に該当しません。

浄化槽工事を行う事業を浄化槽工事業といいます。浄化槽工事業を行う者は、工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録若しくは届出が必要となります。

2 浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者

浄化槽工事業を営もうとする者は、営業所の有無に関係なく、工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません（法第21条第1項）。浄化槽工事業を営もうとする者は請負金額にかかわらず登録が必要となります。

ただし、建設業法に基づき ①土木工事業 ②建築工事業 ③管工事業 のいずれかの許可を受けている建設業者については、営業所の有無に関係なく、工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事への届出で足り（法第33条）。このような浄化槽工事業者を特例浄化槽工事業者といいます。



3 登録の拒否

次に該当する場合は登録を受けられません。（法第24条第1項）

- ① 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ② 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む）。
- ③ 都道府県知事より事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者。
- ④ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

- ⑤ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④まで又は⑥に該当するもの。
- ⑥ 法人でその役員のうちに①から⑤までに該当する者があるもの。
- ⑦ 浄化槽工事業を行う営業所ごとに、浄化槽設備士を置いていない者。
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- ⑨ 申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。

4 浄化槽設備士の設置について

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者は、浄化槽工事業を行う営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず（法第 29 条第 1 項）、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません（法 29 条第 3 項）。

※「営業所」とは、常時浄化槽工事の施工に関する業務を行う事務所を指します。したがって、浄化槽工事の請負契約の締結等のみ行い、具体的な浄化槽工事の施工に関する業務を行っていない事務所は、浄化槽法にいう「営業所」には該当しません。

(参考) 浄化槽工事業に係る登録に関し、浄化槽法に違反した場合に、以下の罰則が科せられます。
(第 59 条・第 64 条・第 67 条)

1. 1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金
 - ・登録を受けないで浄化槽工事業を営んだ者
 - ・不正の手段によって浄化槽工事業の登録を受けた者
 - ・登録の取り消し、事業の停止命令に違反して浄化槽工事業を営んだ者
2. 30 万円以下の罰金
 - ・浄化槽設備士の設置に抵触する営業所が生じたとき、2 週間以内に必要な措置をとらなかった者
 - ・浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督せずに浄化槽工事を行った者（ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は除く）
 - ・営業所ごとに、浄化槽工事業者の帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
3. 20 万円以下の過料
 - ・登録内容の変更・廃業等事由が生じた場合において、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - ・特例浄化槽工事業の開始届、届出内容の変更・廃業等事由が生じた場合において届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - ・登録の抹消前に締結された請負契約に係る浄化槽工事を引き続いて施工する場合において、登録の抹消の後、遅滞なく、その旨を当該浄化槽工事の注文者に通知しなかった者
 - ・営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、浄化槽工事業者の標識を掲げない者

5 浄化槽工事業の登録について

(1) 新規

ア 手数料

33,000 円（神奈川県収入証紙を申請書正本に貼付。販売所は P20 参照。）

イ 提出先（原則郵送）

〒221-0835

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階

神奈川県県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当

（浄化槽工事業登録・届出窓口宛）

ウ 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

エ 提出書類・添付書類（副本分の添付書類は写しで可）

様式番号	申請書等	記載例	備考
第1号	浄化槽工事業登録申請書	P11,12	・裏面も記入
第2号	誓約書	P13	
	浄化槽設備士免状の写し 又は 浄化槽設備士証の写し		
第3号	工事業登録申請者の調書	P14	・法人の場合は役員全員分 ^{※3} ・個人の場合は本人 及び 法定代理人の分
	工事業登録申請者の 住民票の抄本 又は これに代わる書面 ^{※1※2}		・個人の場合のみ ・3か月以内発行 原本
第4号	浄化槽設備士の調書	P14	
	浄化槽設備士の住民票抄本 又は これに代わる書面 ^{※1※2}		・3か月以内発行 原本
	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		・法人の場合のみ ・3か月以内発行 原本
	役員等の氏名記入用紙 (副本分は不要)	P15	・法人の場合は役員全員分 ^{※3} ・個人の場合は本人 及び 法定代理人の分 ・申請書に綴じずに提出
	役員等の氏名記入用紙に記載 した者の生年月日を確認でき る資料 (副本分は不要)		・公的機関が発行したものに限る ・相談役、顧問及び株主等は不要 ・申請書に綴じずに提出

※1 住民票はマイナンバーの記載のないものを提出してください。（記載のあるものは受け取れません。）

※2 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する場合は、住民票コード番号を提示してください。

※3 役員とは、申請者及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をし

ている者（個人であるものに限る。）を含みます。

オ 返信用封筒（受付票送付用）

切手を貼り付けた定形封筒に返送先を記入し、1部同封してください。

(2) 更新

ア 期間

5年を超えて引き続き浄化槽工事業を営もうとする場合には、登録期間の満了する3か月前から30日前までに更新の手続を行ってください。なお、既に更新の申請がなされている場合であって、有効期間の満了の日までにその申請に対し登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、有効期間満了後もその処分がなされるまで有効期間満了後もその処分がなされるまで従前の登録は効力を有します（法第21条第4項）。

イ 手数料

26,000円（神奈川県収入証紙を申請書正本に貼付。販売所はP20参照。）

ウ 提出先・提出部数・提出書類・添付書類

新規登録の場合と同様です。

エ 返信用レターパック（申請書副本送付用）

返送先を記入し、1部同封してください。

レターパックプラス（赤）、ライト（青）のどちらでも結構です。

※変更事項がある場合には、「浄化槽工事業登録事項変更届出書」（様式第7号）を届出後、更新の登録を申請してください。

(3) 登録の実施

浄化槽工事業者の登録は、「浄化槽工事業者登録簿」（様式第5号）に所定の事項が記載されることにより行われます（法第23条第1項）。登録がなされると、県知事から登録申請者に対し、登録通知書が送付されます（法第23条第2項）。

(4) 登録後の変更届について

次に掲げる事項に変更が生じたときは、30日以内に「浄化槽工事業登録事項変更届出書」（様式第7号）（記載例はP16参照。）と添付書類を知事あてに提出してください（法第25条第1項）。

法人	個人	変更事項	添付書類
○		氏名 又は 名称	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内発行 原本）
	○		・住民票抄本（3か月以内発行 原本）又はこれに代わる書面 ※1※2

法人	個人	変更事項	添付書類
○		住所	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内発行 原本）
	○		・住民票抄本（3か月以内発行 原本）又はこれに代わる書面 ※1※2
○		代表者の氏名	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内発行 原本）
○		営業所の名称 及び 所在地	（商業登記の変更を必要とする場合に限る） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内発行 原本）
	○		なし
○		役員※3の氏名	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内発行 原本）※登記事項証明書に記載がない者（株主等）は不要。 （新たに役員となる者がある場合） ・誓約書（様式第2号） ・工事業登録申請者の調書（様式第3号）
○	○	浄化槽設備士の氏名 及び免状の交付番号	・浄化槽設備士免状の写し 又は 浄化槽設備士証の写し ・浄化槽設備士の調書（様式第4号） ・住民票抄本（3か月以内発行 原本）又はこれに代わる書面※1※2

※1 住民票はマイナンバーの記載のないものを提出してください。（記載のあるものは受け取れません。）

※2 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する場合は、住民票コード番号を提示してください。

※3 役員とは、申請者及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含みます。

(5) 廃業等の届出について

廃業等、次の事項に該当した場合は、30日以内にその旨の書面（特に決まった様式はありません）を知事あてに提出してください（法第26条）。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人 又は 浄化槽工事業者であった法人の役員

※個人事業者が法人化して引き続き登録する場合は、個人での登録を廃業し、新たに法人で新規登録してください。

(6) 建設業許可を取得した場合

登録業者が土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合は、登録は自動的に効力を失います（法第 33 条第 4 項）。この場合、遅滞なく「特例浄化槽工事業者届出書」（様式第 11 号）を添付書類とともに提出してください。

6 特例浄化槽工事業者の届出について

(1) 特例浄化槽工事業者の責務

特例浄化槽工事業者は、原則として登録を受けた浄化槽工事業者とみなされ、浄化槽法の規定が適用されることとなっています（法第 33 条第 2 項）。

したがって、特例浄化槽工事業者も浄化槽工事業を行う営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず、また、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。

特例浄化槽工事業者の届出については有効期間はありませんが、建設業の許可の更新により許可番号が変更されますので（例 神奈川県知事許可（特 - 30）第〇〇号→神奈川県知事許可（特 - 5）第〇〇号）、建設業許可更新に併せて変更の届出が必要です。

(2) 届出手続について

ア 手数料

無料

イ 提出先（原則郵送）

〒 2 2 1 - 0 8 3 5

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2 - 2 4 - 2 かながわ県民センター 4 階

神奈川県県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当

（浄化槽工事業登録・届出窓口宛）

ウ 提出部数

2 部（正本 1 部・副本 1 部）

エ 提出書類・添付書類（副本分の添付書類は写しで可）

様式番号	申請書等	記載例	備考
第 1 1 号	特例浄化槽工事業者届出書	P17,18	裏面も記入してください
	建設業許可通知書の写し 又は 建設業許可証明書原本		
	浄化槽設備士免状の写し 又は 浄化槽設備士証の写し		

第4号	浄化槽設備士の調書	P14	
	浄化槽設備士の住民票抄本 又は これに代わる書面 ^{※1※2}		3か月以内発行 原本

※1 住民票はマイナンバーの記載のないものを提出してください。(記載のあるものは受け取れません。)

※2 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する場合は、住民票コード番号を提示してください。

オ 返信用レターパック (届出書副本送付用)

返送先を記入し、1部同封してください。

レターパックプラス (赤)、ライト (青) のどちらでも結構です。

特例浄化槽工事業者の場合、届出書副本に届出年月日・届出番号を記載し、受付印を押印して返却しますが、届出受理書等は発行しません。また、届出済みの証明書等も発行しません。返却した副本が届出をした唯一の証拠となりますので、大切に保管しておいてください。

(3) 届出後の変更届について

次に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」(様式第12号)(記載例はP19参照。)と添付書類を知事あてに提出してください(法第33条第3項)。

法人	個人	変更事項	添付書類
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	氏名 又は 名称	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	住所	なし
<input type="radio"/>		代表者の氏名	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	建設業法に基づき許可を受けた ①業種 ②許可番号 ③許可年月日	建設業許可通知書の写し 又は 建設業許可証明書の原本
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽工事業を営む営業所の 名称 及び 所在地	なし
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	浄化槽設備士の氏名 及び 免状 の交付番号	・浄化槽設備士免状の写し 又は 浄化 設備士証の写し ・浄化槽設備士の調書 (様式第4号) ・住民票の抄本 (3か月以内発行 原本) 又は これに代わる書面 ^{※1※2}

※1 住民票はマイナンバーの記載のないものを提出してください。(記載のあるものは受け取れません。)

※2 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望する場合は、住民票コード番号を提示してください。

(4) 廃業等の届出について

浄化槽工事業について廃止したときは、その旨の書面 (特に指定する様式はありません) を知事あてに提出してください (法第33条第3項)。

(5) 建設業の許可を失ったときの手続について

建設業許可 (土木工事業、建築工事業、管工事業のうち許可を得ているものすべて) を失

った後も、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」(様式第 12 号)により建設業の許可を有しなくなったことを知事に届け出た後、5(1)の浄化槽工事業者の新規登録をする必要があります。

7 標識の掲示について

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、見やすい場所に、下記の標識を掲げなければなりません(法第 30 条)。

(1) 浄化槽工事業者(様式第 8 号)

← 35cm 以上 →		↑ 25 cm 以 上 ↓
浄化槽工事業者登録票		
氏名 又は 名称		
代表者の氏名		
登録番号	神奈川県知事(登) 第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

(2) 特例浄化槽工事業者(様式第 9 号)

← 35cm 以上 →		↑ 25 cm 以 上 ↓
浄化槽工事業者届出済票		
氏名 又は 名称		
代表者の氏名		
届出番号	神奈川県知事(届) 第 号	
届出年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

8 帳簿の備え付けについて

浄化槽工事を行ったときは、次の帳簿(様式第 10 号)を作成し、添付書類とともに各営業年度の末日をもって閉鎖し、5年間保存しなければなりません(法第 31 条)。

(A 4)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号() 電話番号()
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	

(注) この帳簿には、次の書類を添付しなければなりません。

- ① 処理方式及び処理能力を記載した書面
- ② 構造図
- ③ 仕様書
- ④ 処理工程図

9 登録簿の閲覧及び謄本の交付について

浄化槽工事業者登録簿の閲覧・謄本の交付を請求するときは、「浄化槽工事業者登録簿謄本交付・閲覧請求書」(様式第6号)に所定の事項を記入し、手数料分(閲覧：1回480円、謄本交付：1枚700円)の神奈川県収入証紙を貼って知事に提出してください。

10 記載要領

(1) 浄化槽工事業登録申請書（様式第1号）

別記様式第1号（第2条関係）

(A4)

表面

浄化槽工事業登録申請書		証紙はり付け欄(消印してはならない。)	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">不要なものを消す</div>			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	神奈川県知事(登)第 号
		※登録年月日	年 月 日
<p>この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">令和 ○年 ○月 ○日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県横浜市中区日本大通1-23</p> <p style="text-align: right;">申請者 ○○設備工業(株)</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 神奈川 太郎</p> <p>神奈川県知事 殿</p>			
フリガナ氏名又は名称	○○セツビコウギョウ ○○設備工業(株)		
住所	郵便番号(231-0021) 神奈川県横浜市中区日本大通1-23 電話番号(045)210-1111		
法人にあつてはフリガナ代表者の氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎		
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等			
フリガナ氏名	役名等(常勤・非常勤)	フリガナ氏名	役名等(常勤・非常勤)
カナガワ タロウ 神奈川 太郎	代表取締役(常勤)	カワサキ ジロウ 川崎 次郎	取締役(常勤)
ヨコハマ イチロウ 横浜 一郎	取締役(常勤)		
申請時において既に受けている登録	神奈川県知事(登)第 号(年 月 日登録)		

更新の場合のみ記入

(2) 浄化槽工事業登録申請書（様式第1号）裏面

裏面

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営業所		浄化槽設備士	
フリガナ 名称	所在地 郵便番号() - 電話番号() -	フリガナ 氏名	免状の交付番号
ホンシャ 本社	横浜市中区 日本大通 1-23 〒231-8588 (045)210-1111	ヨコハマ イチロウ 横浜 一郎	第 000000000 号
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載する。 「営業所」と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載する。 </div>			
他の都道府県知事の登録状況			
登録番号 知事(登)第号		登録番号 知事(登)第号	
静岡県(登-4)第〇〇〇号		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 登録を既に受けているもの 及び 登録を申請しようとしているものについて記載する。 </div>	

備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。
- 3 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 4 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

(3) 誓約書 (様式第 2 号)

別記様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

工事業登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の
役員は、浄化槽法第 24 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約し
ます。

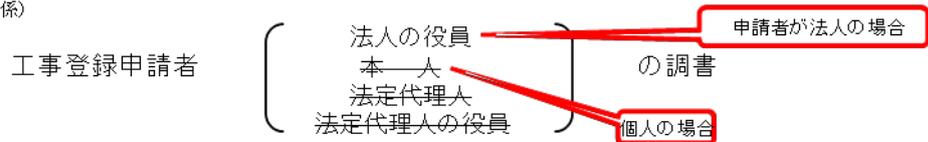
令和 ○年 ○月 ○日

申請者 ○○設備工業 (株)
代表取締役 神奈川 太郎

神奈川県 知事 殿

(4) 工事業登録申請者の調書 (様式第3号)

別記様式第3号(第3条関係)



現住所	郵便番号 231-0021 横浜市中区日本大通 1-23 電話番号 (045) 210-1111		
フリガナ氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎	生年月日	昭和30年 4月 1日 生
職名	代表取締役	最終学歴	〇〇大学卒業
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日		浄化槽工事業についての処分および行政罰のみならず、 その他の賞罰についても記載する。	
氏名 神奈川 太郎			

備考

- 1 () については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することし、「賞罰」の欄への記載を要さないこと。
- 3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

(5) 浄化槽設備士の調書 (様式第4号)

別記様式第4号(第3条関係)

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号 231-0021 横浜市中区日本大通 1-23 電話番号 (045) 210-1111		
フリガナ氏名	ヨコハマ イチロウ 横浜 一郎	生年月日	昭和30年 4月 25日 生
営業所名	本社	最終学歴	〇〇高校卒業
職名	取締役		
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日		浄化槽工事業についての処分および行政罰のみならず、 その他の賞罰についても記載する。	
氏名 横浜 一郎			

備考

- 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

(6) 役員等の氏名記入用紙

役員等の氏名記入用紙 (申請書とは別に作成する。)

申請者が法人の場合は、役員 (別記様式第1号(第2条関係)の役名等の欄に記載されている者)、個人の場合は、事業主について、全員の氏名 (フリガナ)、生年月日を記入してください。

(フリガナ) ○○セツビコウギョウ

登録番号(新規申請は記入不要)

会社名 ○○設備工業(株)

(登ー) 第 号

フリガナ	生年月日	フリガナ	生年月日
役員等の氏名		役員等の氏名	
カナガワ タロウ	T ⑤ 30年 4月 1日 H		T S 年 月 日 H
神奈川 太郎			
ヨコハマ イチロウ	T ⑤ 30年 4月 25日 H		T S 年 月 日 H
横浜 一郎			
カワサキ ジロウ	T ⑤ 40年 1月 20日 H		T S 年 月 日 H
川崎 次郎			
	T S 年 月 日 H		T S 年 月 日 H
	T S 年 月 日 H		T S 年 月 日 H
	T S 年 月 日 H		T S 年 月 日 H

(注)

- ・申請書に綴じ込まずに提出してください。

行政庁記入欄
申請年月日 令和 年 月 日
整理番号

(7) 浄化槽工事業登録事項変更届出書 (様式第7号)

別記様式第7号(第8条関係)

浄化槽工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和 ○年 ○月 ○日

神奈川県横浜市中区日本大通1-23

届出者

〇〇設備工業 (株)

神奈川 太郎

神奈川県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	〇〇セツビコウギョウ 〇〇設備工業 (株)		
住 所	郵便番号031-0021 神奈川県横浜市中区日本大通1-23 電話番号045)210-1111		
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎		
登 録 番 号	神奈川県知事 (登2) 第〇〇〇号		
登 録 年 月 日	令和2年4月1日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員	代表取締役 神奈川 太郎 取締役 横浜 一郎 取締役 川崎 次郎	同左 同左 —	
浄化槽設備士	(本社) 横浜 一郎	(本社) 横須賀 三郎	退任 R2.12.31 R3.1.1

変更を届け出る日ではなく、登録を受けた日付を記載する。

役員の変更があった場合は、変更のない役員を含め役員全員について記載する。

浄化槽設備士の変更があった場合は、変更のあった浄化槽設備士の所属する営業所についても併記する。

(8) 特例浄化槽工事業者届出書(様式第11号)

別記様式第11号(第11条関係)

特例浄化槽工事業者届出書			
※届出番号	知事(届)第	号	※届出年月日
この届出書により、次のとおり届出をします。			
令和〇〇年 〇月 〇日 神奈川県横浜市中区日本大通1-23 届出者 (株)〇〇商会 代表取締役 相模 一郎 神奈川県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称	〇〇ショウカイ (株)〇〇商会		
住所	郵便番号(231-0021) 横浜市中区日本大通1-23 電話番号(045)210-1111		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	サガミ イチロウ 相模 一郎		
建設業法第3条 第1項の許可を 受けた建設業、 許可番号及び 許可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	土木工事業	神奈川県知事(特-2) 第〇〇〇〇〇号	令和2年8月30日
	建築工事業	神奈川県知事(特-2) 第〇〇〇〇〇号	令和2年8月30日
管工事業	神奈川県知事(般-2) 第〇〇〇〇〇号	令和2年8月30日	
浄化槽工事業を 開始した年月日	年 月 日		

土木工事業、建築工事業、管工事業のうち
許可を取得しているものについて記載する。
それ以外の業種については記載しない。

(9) 特例浄化槽工事業者届出書（様式第11号）裏面

裏面

浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号			
営業所		浄化槽設備士	
フリガナ 名称	所在地 郵便番号() - 電話番号() -	フリガナ 氏名	免状の交付番号
ホンシャ 本社	横浜市中区 日本大通1-23 〒231-0021 (045)210-1111	カナガワ イチロウ 神奈川 一郎	第00000000号
トウキョウシテン 東京支店	東京都中央区八丁堀〇-〇 〒104-〇〇〇〇 (03)3550-〇〇〇〇	ヨコスカ ジロウ 横須賀 次郎	第00000000号
<p>浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載する。</p> <p>「営業所」と「浄化槽設備士」欄は、おののお対応させて記載する。</p>			
他の都道府県知事への届出状況			
届出番号 知事(届)第号		届出番号 知事(届)第号	
東京都知事(届-2)第〇〇号 千葉県知事(届-3)第〇〇号		<p>登録を既に受けているもの、及び 登録を申請しようとしているものについて記載する。</p>	

備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
- 3 法第33条第4項及び法附則第4条に該当する者については、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄に記載を要しない。

(10) 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書 (様式第12号)

別記様式第12号(第12条関係)

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
届出者		令和〇〇年 〇月 〇日 神奈川県横浜市中区日本大通1-23 (株)〇〇商会 代表取締役 相模 一朗	
神奈川県知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称	〇〇ショウカイ (株)〇〇商会		
住所	郵便番号(231-0021) 横浜市中区日本大通1-23 電話番号(045)210-1111		
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	サガミ イチロウ 相模 一朗		
届出番号	神奈川県知事(届4)第〇〇〇〇号		
届出年月日	令和4年 9月 1日		
建設業法第3条 第1項の許可を 受けた建設業、 許可番号及び許 可年月日	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
	土木工事業	神奈川県知事(特-2)	令和2年8月30日
	建築工事業	神奈川県知事(特-2)	令和2年8月30日
	管工事業	神奈川県知事(般-2)	令和2年8月30日
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
浄化槽設備士	神奈川 一朗 (本社) 第000000000号	三浦 力 (本社) 第000000000号	令和5年1月1日

変更を届け出る日ではなく、最初に特例浄化槽工事業を届け出た日付を記載する。

土木工事業、建築工事業、管工事業のうち許可を取得しているものについて記載する。それ以外の業種については記載しない。

役員の変更があった場合は、変更のない役員を含め役員全員について記載する。

浄化槽設備士の変更があった場合は、変更のあった浄化槽設備士の所属する営業所についても併記する。

11 申請書等の入手方法及び証紙販売所

(1) 申請書等の入手方法

神奈川県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/p870528.html>

(2) 神奈川県収入証紙の主な販売所

販売所名	所在地	電話番号
建設業課内売店	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 4階 建設業課内	045(312)1121(代)

その他の販売所は、神奈川県ホームページ（神奈川県収入証紙販売所のご案内）を御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/top.html>

(3) 申請書等の提出先及び問合せ先

提出先 及び 問合せ先	所在地・交通機関	電話番号
神奈川県県土整備局 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 4階 J R 横浜駅下車 徒歩 7分	045(313)0722

(4) 浄化槽設備士に関する問合せ先

問合せ先	所在地	電話番号
(公財) 日本環境整備教育センター	東京都墨田区菊川 2-23-3	03(3635)4881